

富山県身体障害者相談員連絡協議会会則

第1条 [目的]

この会は、相談員相互の連携調整を図り関係機関と連携し、援護思想の啓発普及に努めるとともに専門的知識の研修を行い、相談員活動の充実強化を図るとともに身体障害者福祉向上に資することを目的とする。

第2条 [名称・事務所]

この会は、富山県身体障害者相談員連絡協議会と称する。

- 2 この会の事務所は、富山市安住町5-2-1一般社団法人富山県身体障害者福祉協会事務局内に置く。

第3条 [組織]

この会は、富山県内の全ての身体障害者相談員を会員として組織する。

第4条 [事業]

この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 相談員相互の連絡調整及び啓発活動の強化。
- (2) 研修会の開催により、専門的知識の向上と相談員活動の充実強化。
- (3) 身体障害者団体の福祉活動協力の推進強化。
- (4) その他、この会の目的達成に必要な事業の強化。

第5条 [役員]

この会の役員は、次の方法で選任し総会において同意を得るものとする。

- (1) 理事は、県内各市町村に1名以上宛を選出し、合計28名以内にて理事会を構成する。
- (2) 会長1名、副会長2名、事務局長1名は、理事の互選により選出する。
- (3) 監事は、2名とし理事会において会員の中から選出する。ただし、外部監事を1名置くことができる。
- (4) この会に、顧問及び相談役を置くことができる。

第6条 [役員の職務]

この会の役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 事務局長は、会の庶務・経理を担当し常に会務を補佐する。
- (4) 理事は、理事会を組織しこの会の業務を執行する。

(5) 監事は、この会の業務執行状況及び会計事務を監査する。

第7条 [役員任期]

この会の、役員任期は2ケ年として再任を妨げない。

- 2 役員は、任期中途において欠員の出た場合は速やかに補欠の役員を選出し、その任期は前任役員の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後でも後任役員が就任するまでは、その職務を行うものとする。

第8条 [会議]

この会の、会議は総会・理事会・執行部会とする。

- 2 総会は、会長が招集しその議長には会長が当たる。
総会は、毎年一回、会計年度終了後90日以内に開催するものとする。
総会は、事業の報告及び会計の収支報告または事業の計画及び会計の収支予算を、また、会則の改廃に関する件、その他会長が付議した事項の審議を行う。
- 3 理事会は、会長が招集しその議長にあたる。
理事会は、この会の業務執行に関する件、総会に付議すべき件、その他業務執行上必要な事項の審議を行う。
会議の議事は出席者の過半数をもって決め、可否同数の場合は議長が決める。
- 4 執行部会は、前期会議の他に会務執行に必要な事項について随時開催し審議する。

第9条 [会計]

この会の、会計は、会員会費・補助金・寄付金・その他の収入を以ってあてる。

- 2 この会の、会計は、理事会の議決を得て事務局長が管理し、事務局長はこの会の庶務・会計を処理する。
- 3 この会の、会員会費等については別に定める。
- 4 この会の、会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第10条 [付則]

この会の創立当初の役員は、前項第7条の規定に関わらず平成12年3月31日までとする。

- 2 この会則は、平成11年12月21日より施行する。
- 3 この会則の、一部を改正し平成21年6月6日より施行する。
- 4 この会則の、一部を改正し平成30年6月26日より施行する。
- 5 この会則の、一部を改正し令和3年6月1日より施行する。